

交渉結果説明書

件名	2020年賃金確定等要求書	
提案日	令和2年11月10日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の生活を守るため、月例給の水準を維持すること。 ・ 職員の生活を守るため、一時金の支給月数を年間4.50月維持すること。 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
R2.11.16 R2.11.17 R2.11.30 R2.12.21	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間との間に差があること等を踏まえ、期末手当の支給月数の引下げのため、令和2年流山市議会第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・ 令和2年度千葉県人事委員会勧告に準じ、令和2年12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるようにしたい。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の生活を守るため、月例給の水準を維持すること。 ・ 職員の生活を守るため、一時金の支給月数を年間4.50月維持すること。

交渉結果（合意内容）

1 流山市一般職の給与改定について

（1）令和2年の賃金確定については、国の人事院勧告、千葉県人事委員会勧告を踏まえ、月例給については現行どおりとする。

（2）令和2年度千葉県人事委員会の勧告を受け、令和2年12月期の期末手当支給月数を1.30月から1.25月に引下げ支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数4.5月から4.45月）。また、令和3年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.225月とする。

（3）会計年度任用職員の令和2年12月期の期末手当支給月数を1.30月から1.25月に引下げ支給をする。

令和3年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.275月とする。